



浦添市公告 第 173 号

令和8年6月9日

公示送達書

浦添市長 松本 哲治



次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、
地方税法第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。
当該書類は、市長が納税課において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。
なお、本日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

| 送達を受けるべき者 | 送達をすべき書類の名称 | 備考 |
|-----------|-------------|----|
| 越戸 康弘 | 差押調書 (謄本) | |
| | | |
| | | |